

運営委員会だより



令和6年11月 吉日
烏山北小学校PTA
副会長一同

第三回 運営委員会

| | | | | |
|------|--------------|-------|------|--------|
| 開催日時 | 令和6年11月9日(土) | 9:00~ | 開催場所 | ランチルーム |
|------|--------------|-------|------|--------|

◆もくじ◆

| | | |
|---|--------------------------|--------|
| 1 | PTA副会長あいさつ | |
| 2 | 議案 | |
| | (1)令和7年度委員決めについて(修正案) | 学年委員会 |
| | (2)烏山北小学校PTA規約・細則の改正について | 本部 副会長 |
| 3 | その他 連絡事項 | |

1 PTA 副会長あいさつ

おはようございます。PTA副会長の片桐です。本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今回の運営委員会は校長先生と副校長先生はご欠席となりますので代わりに挨拶をさせていただきます。

直近のPTAの動きになりますが、11/2(土)に役員選出委員会主導で次年度の役員決めをする選出会が開催されました。昨年度は保護者の皆さまを体育館に集めるという、それこそ数百人規模の動員となったわけですが、今年度は、委員がくじ引きを引いて、その様子を録画し、希望者がいれば互選会で流すという形式をとっています。保護者の皆さまが学校に来る手間が省けたという点で、この選出方法の変更は少なからず皆さまにとって恩恵があったのではないのでしょうか。

そして、11/6(水)には、世田谷5ブロック(烏山、芦花、武蔵丘、経堂、給田、八幡山、上北沢、烏山北)のPTA会長・副会長会を当校がホスト校となって開催しました。今回のテーマは「互選会」です。PTAの役員決めに当たっては、各校ともなかなか立候補者が出てこないそうです。その理由としては、「PTAに対してネガティブな先入観ある」、「PTA活動は面倒である」というものでした。私自身もそう思っていた側でしたが、いざ役員側に立ってみると、それほどでもなく、周りの役員や委員と協力しながら楽しく活動ができています。

11/30(土)には、互選会が控えています。もし、お話をする機会があるのであれば、PTA活動の魅力を少しでも伝えられたら、と思っています。

長くなりましたが、本日はよろしく願いいたします。

2 議案

(1) 令和7年度委員決めについて(修正案)

学年委員会 委員長より、第二回運営委員会で承認された議案「令和7年度委員決めについて」に関して、選出人数等の調整により、修正が必要になった旨の説明があった。修正案について採決を取った結果、賛成多数により可決された。

1. 委員決めについて

| 修正前 | 修正後 |
|--------------------------|---------------------------|
| 前年度同様、『事前立候補+学年全体選出会』を行う | 『事前立候補+ 全体選出会 』を行う |

2. 委員事前立候補について

| 修正前 | 修正後 |
|--|--|
| 前年度と同様、年度内に事前立候補を募る 事前立候補で募集人数に達しなかった枠は、4月に委員選出会を行う | 事前立候補の募集時期を全学年統一する 【令和7年度は現1～5年生、新1年生ともに令和7年2月4日～2月21日】 事前立候補で募集人数に達しなかった枠は、 委員選出会後にくじ引きで選出する 学年委員と卒サポ(必要な場合のみ)は4月に委員選出会を行う |

3. 卒業サポートチームメンバー選出のための事前アンケートについて

| 修正前 | 修正後 |
|-------------------|---|
| 前年度と同様、事前アンケートを行う | 委員事前立候補同様、時期を【令和7年2月4日～2月21日】とする |

4. 委員選出会について

| 修正前 | 修正後 |
|----------------------------------|---|
| 4月の保護者会当日(保護者会前)に学年毎に集まり委員選出会を行う | 4月の保護者会当日(保護者会后)に 学級毎 に集まり委員選出会を行い、 学年委員と卒サポ(必要な場合のみ)を選出する(立候補のみ) その後、事前立候補において募集人数に達しなかった枠を、くじ引きで選出する |

(2) 烏山北小学校 PTA 規約・細則の改正について

1. 規約第 8、11、19、22、25 条の改正

以下の規約改正案について条項ごとに採決を取った結果、全条項賛成多数により可決された。

| 現行 | 改正案 | 理由等 |
|---|---|---------------------------------|
| 第8条 会長 1名(保護者)とするが、不在を認める。 副会長 6名程度(保護者・副校長) 会長不在の際は、副会長が担う。 | 第8条 会長 1名(保護者)とするが、不在を認める。 <u>会長不在の際は、副会長が担う。</u> 副会長 6名程度(保護者・副校長) | 会長不在の条文は、副会長ではなく会長の項に置くべきであるため。 |

| 現行 | 改正案 | 理由等 |
|--|--|--|
| <p>第 11 条</p> <p>1. <u>各学級の保護者から1名、教師から1名選んで選出委員会を作り、運営委員は、選出委員会の要請があれば、その活動に協力する。</u></p> <p>第 19 条</p> <p>運営委員会は、役員、各正副委員長（臨時委員を含む）および、<u>学年委員会</u>で構成し総会につぐ決議機関である。</p> <p>第 22 条</p> <p>運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。</p> <p>第 25 条</p> <p>規約の改正は、総会に於いて出席者の過半数の<u>要請</u>を必要とする。</p> | <p>第 11 条</p> <p>1. 保護者及び教師で選出委員会を作る。運営委員は、選出委員会の要請があれば、その活動に協力する。</p> <p>第 19 条</p> <p>運営委員会は、役員および各正副委員長（臨時委員を含む）で構成する総会につぐ決議機関である。</p> <p>第 22 条</p> <p>運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない<u>ものとし、決議はその過半数の同意を得るものとする。</u></p> <p>第 25 条</p> <p>規約の改正は、総会に於いて出席者の過半数の<u>同意</u>を必要とする。</p> | <p>役員選出の条文。一部委員会を除き、委員選出は学年ごとではなく全体選出とする第三回運営委員会議案1（過半数可決）を反映。</p> <p>運営委員会の構成員から学年委員を除外。第二回運営委員会議案2（過半数可決）を反映。</p> <p>運営委員会は決議機関であるにもかかわらず可決判断基準がないため、総会の規定に準じて新たに定める。</p> <p>「要請」ではなく「同意」が適切であるため改正する。</p> |

2. 細則第1, 2, 3条の改正

以下の細則改正案について条項ごとに採決を取った結果、全条項賛成多数により可決された。

| 現行 | 改正案 | 理由等 |
|--|---|---|
| <p>第1条</p> <p>この会に、<u>家庭教育学級・校外安全・学年・広報・役員選出・学校行事・地域まつりの7委員会</u>をおく。</p> <p>第2条</p> <p>各種委員会は、<u>各学級から選出された保護者委員（各1名、ただし学年委員は2名）と担当教師</u>によって構成され、それぞれ委員長1名程度（保護者）、副委員長2～4名程度（保護者）を選出する。ただし、運営委員会の承認を得れば、特例を設けることができる。</p> <p>第3条</p> <p><u>(1)家庭教育学級委員会は、文化教養を高める活動をする。</u> (略)</p> | <p>第1条</p> <p>この会に、<u>学年・校外安全・家庭教育学級・広報・役員選出・学校行事・地域まつりの7委員会</u>をおく。</p> <p>第2条</p> <p>各種委員会は、保護者委員と担当教師によって構成され、それぞれ委員長1名程度（保護者）、副委員長2～4名程度（保護者）を選出する。ただし、運営委員会の承認を得れば、特例を設けることができる。<u>なお、各種正副委員長または委員に欠員が生じたときは、運営委員会で協議補充することができる。</u></p> <p>第3条</p> <p><u>(1)学年委員会は、学年学級の集会を企画運営し、あわせて相互の連絡・調整に努める。次年度の委員の選考方法は、運営委員</u></p> | <p>「家庭教育学級」と「学年」の順を入れ替えたもの。建制順に修正。</p> <p>一部委員会を除き、委員選出は学年ごとではなく全体選出とする第三回運営委員会議案1（過半数可決）を反映。</p> <p>また、役員と同様に正副委員長および委員にも補充規定を新設。</p> <p>第1条の改正に合わせ「家庭教育学級」と「学年」の順を入れ替えたもの。記載内容に変更はなし。</p> |

| 現行 | 改正案 | 理由等 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>(3)学年委員会は、学年学級の集会を企画運営し、あわせて相互の連絡・調整に努める。次年度の委員の選考方法は、運営委員会の承認を得たうえで決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(7)地域まつり委員会は、児童館こどもまつり・親子木工まつりからすやま新年子どもまつりの運営に協力する。</p> | <p>会の承認を得たうえで決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)家庭教育学級委員会は、文化教養を高める活動をする。</p> <p>(略)</p> <p>(7)地域まつり委員会は、親子木工まつり・児童館こどもまつりからすやま新年子どもまつりの運営に協力する。</p> | <p>「まつり」について開催日順に条文を変更するもの。</p> |

第三回運営委員会で可決されたPTA規約改正案については、規約第25条の規定に基づき総会で審議します。総会は12月開催とし、その方法は「書面」(電磁的媒体を含む)とします。本件お知らせを、PTA規則第17条に基づく総会開催通知とさせていただきます。

<質疑応答など>

PTA会長不在で副会長のみの体制での本部運営について、状況はいかがでしょうか。副会長を増員する必要はないですか。

⇒今年度は副会長6名体制となりますが、「できる事をできる時に」という方針で滞りなく進められてきていると思います。来年度については、役員選出委員会の方で第一回運営委員会において選出方法を決めており、今年度と同様、会長が不在となるときは副会長6名という規約にそった形で選出されます。これ以上の増員は現時点で考えていません。

3 その他 連絡事項

(1)PTA中間決算報告について

中間監査終了について報告された。詳細は学校内のからきた掲示板をご確認ください。

10月20日に監査を実施し、関連書類を精査した結果、適正かつ正確に処理されていることを確認いたしました。会計担当者の皆様の日頃のご尽力に感謝申し上げます。

特筆事項

- 〈No.1 一般会計(2)支出の部〉一輪車点検費 残高▲3,000円 (修理が必要な台数が多かったため)
- 〈No.2 (2)区委託事業会計〉交通安全教室 0円 (今年度から委託金廃止のため)

(2)令和6年度9月22日～11月2日のPTA活動について資料配布(別紙)にて報告された。